

# 井戸掘削業務委託契約書

令和 年 月 日

わたし は、東浪見岡本農園（代表：岡本 洋）に対して、井戸掘削にかかわる一切の業務を委託することとして、以下契約条項に記載あるすべての項目に同意することといたします。

「甲」とは、業務委託を行うお客様を指し、「乙」とは、それら業務を行う東浪見岡本農園を指すこととします。

## <契約条項>

### （第1条）

井戸の掘削方法と契約作業人員は、基本的に俗にいう「上総掘り」を手法として、作業人員は「1名」とすることとします。また作業人員が別途必要な場合は、乙は事前にそれらの増員に関する人数と金額を明示して、見積書面を交付し提示しなくてはならないものとします。

### （第2条）

井戸の掘削場所については、すべて甲が指定することとして、仮に掘削しても井戸水が出ない場合、または水に混濁があった場合や、含有成分について人体に害毒を及ぼすことがあったときにおいても、乙は一切免責とすることとします。あわせて掘削作業に起因する地盤崩壊等、止水の必要が生じた場合においても、乙は一切免責されるものとして、損害賠償請求についても、甲は一切行わないものとします。

### （第3条）

井戸の掘削場所については、甲の所有地であることを信じて作業をすることとして、仮に他人の土地であった場合には、甲が一切の責任をもった対応を行い、乙は一切を免責されるものとします。

### （第4条）

井戸の掘削作業には、一般的に200リットルのドラム缶で最低4本程度の掘削用水を必要とします。仮に掘削場所の近くに水道、農業用水などの用意がないケースでは、甲は水

の調達を事前にしていただく必要があります。もしこれらの掘削用水を甲が乙に用意することを依頼する場合には、別途費用が必要となります。事前調査の結果、そのような乙の用意を希望される場合には、必ず事前に申し出ていただき、見積書面にその点の金額を明記して提示するものとします。

#### (第5条)

井戸の掘削作業では、地中の埋設物だけでなく、大きな岩石やコンクリート管、ほか古くに埋設された地中ケーブル等の障害で掘削作業が中断されたり、別の場所に移動しなければならない事態となる可能性もあります。この際は甲、乙ともに相談して次善策を協議するものとしますが、甲はこの間の時間的作業費用は、甲が担保するものとします。また掘削を中止する場合においても、別条に記載した「失敗費用」を、甲は担保しなければならないものとします。

#### (第6条)

井戸の掘削作業は、基本的に1日間として（午前9時から午後4時まで）行いますが、仮に前項のような障害物の撤去や、それらの協議時間を必要とし、翌日または別日の作業に持ち越しになった場合には、2日間以上の交通費を含む作業費用を、甲は負担しなければならないものとします。

#### (第7条)

井戸ポンプ本体の用意は、基本的に甲で行うものとします。また井戸ポンプの設置、配管については、材料費、配管の長さ（太さ）に応じた金額を、乙は見積書面として交付しなければならないものとします。見積書面に記載のない金員は、甲は支払う必要はないものとします。

#### (第8条)

井戸掘削にかかわる業務委託費用は、以下のとおりとなります。

- |          |  |                            |
|----------|--|----------------------------|
| 1、基本掘削費用 | 水源深度8メートルまで  | 60,000円                    |
|          | ※1日で作業完了のときの必要となります。一宮町周辺では8メートル程度ですが、5メートル以下の場合でも60,000円です。 |                            |
| 2、掘削追加費用 | 1メートルにつき   | 10,000円                    |
| 3、現地調査費用 | 5,000円   | ※事前調査のない掘削には応じられません。また一宮町か |

ら 30 kmを超えるエリアは別途相談となります。

- 4、井戸ポンプ 10万円～ ※購入相談には応じます。
- 5、配管費用 20,000円くらいから ※配管の長さ、水栓や蛇口のご要望により、設置環境に応じた個別の費用を別途見積りいたします。
- 6、作業期間延長費用 1日 15,000円  
※掘削作業に困難が生じた場合です。乙の担保しなければならない過失があった場合は、この限りではありません。
- 7、失敗費用 15,000円  
※結果として、井戸水が出なかった場合は、基本掘削費用はいただくことはなく、この失敗費用+現地調査費用=20,000円だけを頂戴することになります。

(第8条)

万一、甲と乙の間で紛争が生じたときは、千葉地方裁判所を専属的合意裁判所とします。

以上

(甲) 住所 千葉県長生郡

氏名

印

(乙) 住所 千葉県長生郡一宮町東浪見 4721

氏名 東浪見岡本農園 代表 岡本 洋

印